

〈特集〉

養護教育の振興と充実をめざして

— 県養護教育センターが4月1日開所 —



はじめに

— 福島県養護教育センターの設置については、昭和五十六年以来、その目的、性格、機能、規模、施設、組織定数等について検討を重ね、昭和五十九年七月から工事を進めてきましたが本年四月一日、開所致しました。以下その内容についてお知らせ致します。 —

養護教育センターは、昭和五十六年度県政重点施策の視点对応事業として、県心身障害児総合療育センターと機能連携して設置することが決まった。時あたかも「完全参加と平等」を標榜する国際障害者年の第一年目であった。

国際障害者年の行動計画では、「ある社会がその構成員のいくらかの人々を締め出すような場合、それは弱くもろい社会」であるとの指摘がなされている。世の中、能力の高い人や力の強い人ばかりで構成されているとしたら、果たして、人の心に、利害を超越して他人のために尽くす気持ちがあるだろうか。健常者が、学校や地域で、障害をもつ人たちと互いに助け合う協同生活の経験を持ったとき、はじめて人間らしい社会が実現するのである。

養護教育センターは、こうした考えを運営の基盤にすえ、本県養護教育の質的充実と振興をめざして、各種事業を推進する予定である。

一、目的及び機能

1、目的

養護教育センターでは、心身障害児の適正な就学、指導の促進、養護教育担当教員の専門性の向上、養護教育の内容・方法に関する研究、養護教育についての啓発などを医療・福祉機関との連携のもとに総合的にすすめて、養護教育の振興充実を図る。

(1)、適正就学推進のための就学指導における専門的助言指導

障害児の教育に当たっては、まず、障害の種類や程度に応じた適正な就学をすることが、最も大切な前提条件となる。したがって、教育相談等を通じて資料や情報を提供し、かつ専門的な助言指導を行い、就学指導の適正化、円滑化を図る。

また、障害児の機能の回復や能力の開発については、できるだけ早い時期に障害を発見して、その種類や程度に応じた医学的・教育的な対応がだいじである。そのためには、養護教育センターの機能の充実を図るとともに、同所に併設されている心身障害児総合療育センターと密接な連携のもと、障害児の教育活動をより一層拡充するよう教育・医療・福祉が一体となつて、乳・幼児期からの障害児教育体制を確立しなければならぬ。

なお、広大な県域をかかえている本県の地理的な条件から、従前より